

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年12月 2 日

【会社名】

T A C 株式会社

【英訳名】

T A C C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 多田 敏男

【本店の所在の場所】

東京都千代田区神田三崎町三丁目 2 番18号

【電話番号】

0 3 ( 5 2 7 6 ) 8 9 1 3

【事務連絡者氏名】

取締役 野中 将二

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区神田三崎町三丁目 2 番18号

【電話番号】

0 3 ( 5 2 7 6 ) 8 9 1 3

【事務連絡者氏名】

取締役 野中 将二

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【提出理由】

当社は、2025年12月1日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年12月1日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。

##### 併合の割合

当社株式2,198,500株を1株に併合いたします。

株式の併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）

2025年12月23日

効力発生日における発行可能株式総数

32株

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、当社定款第8条（単元株式数）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行ふものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は株式会社J P E C及び株式会社ヒロエキスプレスのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第11条（招集）を変更し、当社定款第12条（基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行ふものであります。

なお、当該定款の一部変更是、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月23日に効力が生じるものといたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	167,241	233	0	(注)	可決 (99.86%)
第2号議案 定款一部変更の件	167,240	234	0	(注)	可決 (99.86%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上